

平成18年2月22日

各 { 全国認知症グループホーム協会 都道府県支部 } 会長 殿  
{ 都道府県認知症グループホーム協会・連絡協議会 }

特定非営利活動法人

全国認知症グループホーム協会

代表理事 木川田 典彌

### 認知症グループホームにおける防火安全対策について

総務省消防庁は、長崎県大村市の認知症グループホームの火災事故を受けて、全国の認知症グループホームを対象に認知症グループホーム等に係る防火安全対策を検討するため、その実態と課題を把握する必要性から防火安全体制に関する緊急実態調査を実施しました。

その実態調査の結果につきましては、既に新聞報道等で了知のことと思います。

今般、改めて認知症グループホームにおける防火安全体制の実態を周知させていただき、現在、消防庁を中心に検討が進められている「認知症グループホーム等における防火安全対策検討会」への対応など、グループホームにおける防火安全対策並びに再発防止策の検討など、今後の対策上、各都道府県の支部並びに協（議）会のご意見を聴きいれながらその対応に万全を期してまいりたいと考えております。

また、「普通の暮らし」を標榜してきている認知症グループホームの現段階での協会の防火安全対策の基本的な考え方を提示させていただきますが、これについてご意見をいただければ幸甚に存じます。

おって、第3回の検討会が3月2日に開催されますことから、その前にご意見を賜われれば、この上もない喜びであります。

ご多忙の折、至急のお願いを致し恐縮に存じますが、事の重大性に鑑み、ご協力・ご支援の程よろしくお願い申し上げます。

## 記

### ・認知症グループホームにおける防火安全体制の実態調査の結果を踏まえて、各事業所における防火安全体制の整備と再発防止に対する取り組みについて

#### 1. 認知症グループホームにおける防火安全体制の実態調査の結果について

調査結果を見ると違反で最も多かったのは、消防用設備の点検・報告義務を怠っていたケース2,017棟と、カーテン・絨毯などの防災物品の不備2,010棟でいずれも24%ずつ。収容人員30人以上で義務付けられる防火管理体制についても、消防計画を作成していなかったり避難訓練をしていないなどの問題が1,262棟(15.3%)で見つかった。

一方、消防用設備についての違反率は、「誘導灯」の不備が4.0%。面積300平方m以上で設置する自動火災報知器が2.9%、同150平方m以上で設置する消火器具が1.9%となっており、全体的に違反率は低い結果となった。

一つでも違反に該当する建物は全体で見れば46.8%と低くはないが、違反は設備よりも日常の管理や体制、いわば“ソフト”に集中しているといえます。

今回の調査結果を見る限りでは消防設備を守っていない現場は少数だったことが分かる。火災が起きたホームは防災カーテンは使っておらず、介護保険の運営基準で定められている消防計画や避難訓練も、開設してから一度も実施していなかったという。

別添参照「認知症高齢者グループホーム等に係る実態調査結果」

(平成18年1月31日報告分)(消防庁ホームページ掲載)

#### 2. 上記1の結果を踏まえて、当面各事業所において実施すべき防火安全対策と再発防止策について

(1) 今回の調査結果に見られるように、設備よりも日常の管理や体制、いわば「ソフト」面に違反が集中している状況から各事業所の防火安全体制の再構築とその徹底が急務であります。

(2) 認知症ケアにおける「普通の暮らし」を存続し続けるために、各事業所において構築された防火安全体制をより実行性を高めるための取り組み(例えば日常的なリスク管理の徹底、災害時の地域の消防機関及び住民等との連携など)を強化し、再発防止に万全を期す必要があります。

・「消防庁認知症グループホーム等の防火安全対策検討会」における審議・内容並びに当協会の基本的な考え方とその対応について

現在、国では、消防庁予防課の主催で「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会」が開催されています。検討会では、消防庁の行なった実態調査結果についての報告、防火安全対策のあり方についての検討が行なわれ、3月末には、消防用設備等及び防火管理のハード・ソフト両面から、認知症グループホーム等における防火計画のあり方が検討され、とりまとめられる予定になっています。

当協会からも、認知症グループホーム関係団体を代表するものとして委嘱を受け委員として参画しています。検討会では、

- (1) やすらぎの里さくら館の火災の個別の問題と認知症グループホーム全体の防火上の課題を区別して議論すべきである事、
- (2) 認知症の人にふさわしい住環境整備の重要性、
- (3) 今まで培ってきた認知症ケアと火災対策、どちらも欠くことのできない大切な観点である事、
- (4) 共同の住まいとして実践を積み上げてきた認知症グループホームにスプリンクラーが必要なのか、

等を、当事者の立場で、認知症グループホームの現場を理解していただけるよう強く発言しています。

現在論点となっているところの重要な部分は以下のとおりです。

- (1) 安全を守るために、新たな設備が必要なのではないのか(自動火災報知設備、住宅用スプリンクラーなど)との議論
- (2) 今まで消防署への防火管理の届出を必要としなかった小規模の認知症グループホームも防火管理者の選任、消防計画の策定と計画に基づく訓練を義務付ける議論
- (3) 防災物品を広く使用する必要性があるとの議論
- (4) 認知症の人は避難困難者であるかとの議論

検討会でも発言しているところで、当協会としても異論がありますが、現実問題として住宅用スプリンクラーの設置が議論されています。

住宅用スプリンクラーの設置が義務付けられると、多額の費用負担が発生することになります。その場合 事業者がその費用負担に耐えられず事業撤退を余儀なくされる可能性、その費用が結果として利用者の住居費の値上げにつながり、利用者がその負担に耐えることができず、退去せざるを得ない可能性、賃貸契約で建物を借りて経営している場合、グループホーム側の意向だけで設備整備はできず、結果として事業撤退の可

能性、などが考えられます。

議論すべきは費用ではなく、「認知症の人の共同の住まい(グループホーム)」に安心して生活できる環境を整えることであり、防火に対する万全の日常の備えをした上で、どんな設備が必要なのか考えていくことであると思います。

私たちは認知症の人の生活と尊厳を守るグループホーム事業者として、上記の問題を真剣に考えなければなりません。時間がない中恐縮ですが、ぜひ全国の支部、都道府県支部協議会のご意見をいただきたくお願い致します。

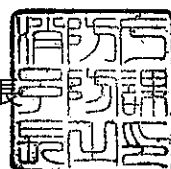
以上



消防予第53号  
平成18年2月7日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長



### 認知症高齢者グループホーム等に係る実態調査の結果等について

平成18年1月8日に発生した長崎県大村市の認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」の火災を受けて、「認知症高齢者グループホーム等に係る実態調査について」（平成18年1月11日付け消防予第10号）により実施した認知症高齢者グループホーム等に係る実態調査の結果を別添のとおり取りまとめたのでお知らせします。

認知症高齢者等が入所する施設における防火安全対策については、「認知症高齢者グループホーム等に係る防火安全対策の指導について」（平成18年1月10日付け消防予第8号）により取り組んでいただいております。消防庁においても現在、認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会を開催し、消防用設備等、防火管理等防火安全対策について、3月中を目途に検討結果を取りまとめることとしています。

このような中ではありますが、本件の調査結果によると、防災物品の使用について比較的多くの違反が見受けられるので、防災物品の未使用をはじめとした違反是正の徹底を図るとともに、その他火気管理、消火・通報・避難等の訓練等非常時対策の指導など、防火安全対策を推進されるようお願いいたします。

また、各都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

担当

消防庁予防課 坂倉、村上

TEL 03-5253-7523

FAX 03-5253-7533

## 認知症高齢者グループホーム等に係る実態調査結果

(平成18年1月31日報告分)

## ○調査対象施設数

7,963 施設

## ○対象施設

I 面積	建物数	割合
ア. 150㎡未満	228	2.8%
イ. 150㎡以上～300㎡未満	2,112	25.6%
ウ. 300㎡以上～ 500㎡未満	2,313	28.0%
エ. 500㎡以上～ 700㎡未満	1,973	23.9%
オ. 700㎡以上～1,000㎡未満	1,004	12.2%
カ. 1,000㎡以上	629	7.6%

※複数の建物を合わせて一つの施設としている場合は、各建物ごとに調査を実施(建物総数8,259件)。以下同じ。

II 用途	建物数	割合
ア. 消防法施行令別表第一(6)項口	7,863	95.2%
イ. 消防法施行令別表第一(5)項口	245	3.0%
ウ. その他	151	1.8%

III 建築構造	建物数	割合
ア. 耐火造	2,039	24.7%
イ. 準耐火造	1,686	20.4%
ウ. その他	4,534	54.9%

IV 内装仕上げ材料	建物数	割合
ア. 不燃材料	1,475	17.9%
イ. 準不燃材料	4,626	56.0%
ウ. 難燃材料	632	7.7%
エ. なし	1,526	18.5%

V 出入口以外の直接屋外に通じる出口 <sup>×</sup> の有無	建物数	割合
ア. ある	2,105	25.5%
イ. ない	6,154	74.5%

※各居室(就寝室)における出入口以外の開口部から直接屋外へ通じる出口(ベランダを通じて直接避難階へ通じる出口を含み、腰壁がないもの)

○収容人員等

Ⅰ 消防法施行令第2条適用の有無		建物数	割合
ア. 適用あり		1,767	21.4%
イ. 適用なし		6,492	78.6%

Ⅱ 収容人員		建物数	割合
ア. 10人未満		2,923	35.4%
イ. 10人以上～20人未満		3,416	41.4%
ウ. 20人以上～30人未満		1,131	13.7%
エ. 30人以上		789	9.6%

Ⅲ 従業員1人に対する入所者の数		建物数	割合
ア. 3人未満		784	9.5%
イ. 3人以上～7人未満		934	11.3%
ウ. 7人以上～10人未満		5,632	68.2%
エ. 10人以上		909	11.0%

※夜間など従業員が最も少ない時

Ⅳ 収容人員区分別の従業員1人に対する入所者の数		建物数	割合
ア. 10人未満	3人未満	385	13.2%
	3人以上～7人未満	474	16.2%
	7人以上～10人未満	2,045	70.0%
	10人以上	19	0.7%
イ. 10人以上 ～20人未満	3人未満	311	9.1%
	3人以上～7人未満	284	8.3%
	7人以上～10人未満	2,373	69.5%
	10人以上	448	13.1%
ウ. 20人以上 ～30人未満	3人未満	65	5.7%
	3人以上～7人未満	94	8.3%
	7人以上～10人未満	778	68.8%
	10人以上	194	17.2%
エ. 30人以上	3人未満	23	2.9%
	3人以上～7人未満	82	10.4%
	7人以上～10人未満	436	55.3%
	10人以上	248	31.4%

○消防法違反の有無

1. 消防法違反の有無		義務あり の割合	義務なし の割合	違反率	義務なく設置して いるものの割合
ア. 消防用設備等	誘導灯	94.7%	5.3%	4.0%	2.2%
	消火器具	97.6%	2.4%	1.9%	2.1%
	自動火災報知設備	73.6%	26.4%	2.9%	3.0%
	消防機関へ通報する 火災報知設備	44.8%	55.2%	1.2%	7.5%
	屋内消火栓設備	5.5%	94.5%	0.4%	0.6%
	スプリンクラー設備	6.4%	93.6%	0.2%	2.1%
イ. 防災物品		96.5%	3.5%	24.3%	
ウ. 消防用設備等点検報告		97.1%	2.9%	24.4%	
エ. 防火管理		53.7%	46.3%	15.3%	

何らかの消防法違反があるもの

46.8%

※上記の割合は、建物総数に対する該当するものの割合を示す。